徳島県告示第三百四十号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二十四日

徳島県知事　後藤田　正純

一　解除に係る保安林の所在場所

海部郡美波町恵比須浜字田井三九八の七

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　解除の理由

道路用地とするため